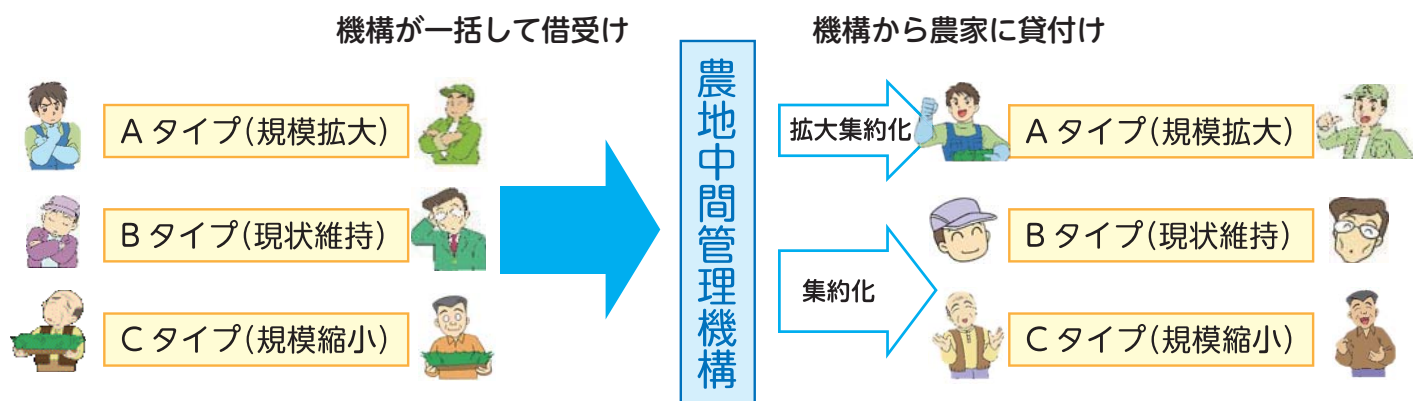


農地中間管理事業が目指す効率的な土地利用

地域内で土地利用計画について合意形成されている場合、農地中間管理機構が一括して農地を借受けることで、様々な要望に対応することが可能になります。



以前の農地の利用(所有)状況

A	B	C	B
B	A	A	B
A	C	A	C
C	A	C	B

土地利用計画に沿い、
様々な要望に対応した
貸付けが実現

所有と利用の分離

事業活用後の農地の利用状況

A	A	A	B
A	A	A	B
A	A	A	B
C	C	B	B

さらに、利用
調整可能！



「人・農地プラン」の話し合いで、集落や地域の
今後の農地利用の方向性を話しあおう！

※「人・農地プラン」とは、地域の人の農地の問題を解決するための「未来の設計図」で、地域（地元）の意向に基づき市町村が作成し、随時見直しを実施しています。

お問い合わせ先

「農地集積バンク」に関する詳細は、公益社団法人みやぎ農業振興公社のホームページの「宮城県農地中間管理機構」をご覧ください。

- 公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）担い手育成部

TEL：022-275-9192 FAX：022-275-9195

HP アドレス <http://www.miyagi-agri.com/>

みやぎ農業振興公社

- 宮城県農政部 農業振興課 経営構造対策班

TEL：022-211-2835 FAX：022-211-2839

- お近くの宮城県各地方振興事務所・地域事務所 農業振興部

- 各市町村農政所管課・JAなどに設置している農地集積バンク相談窓口

農地の貸し借り「声かけ運動」実施中！

農地集積バンクを活用しませんか！

「農地集積バンク」で問題解決！

たとえば・・・

- 規模拡大又は利用権を交換して分散した農地をまとめたい
- 農業をリタイアするので農地を貸したい
- 新規就農するので農地を借りたい

地域の担い手へ重点的に農地集積



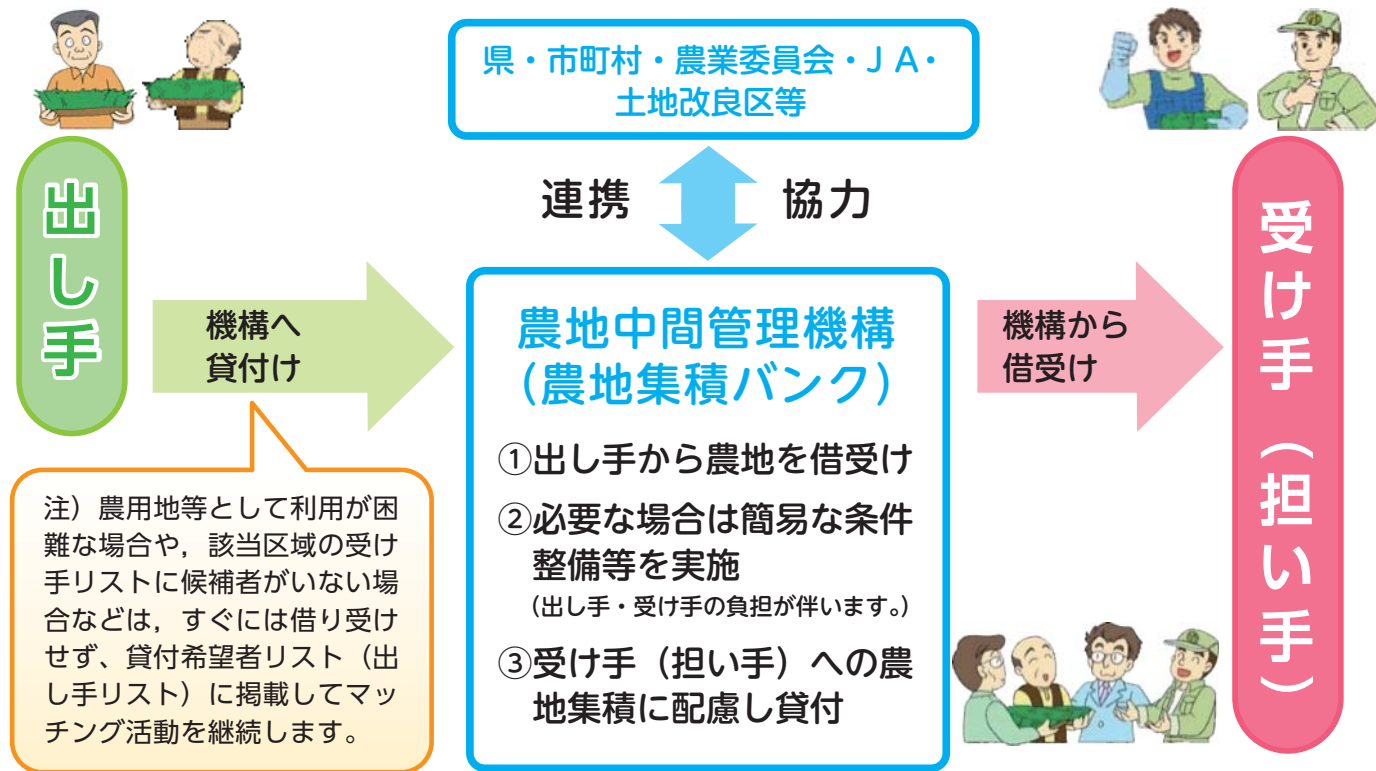
地域農業を将来に
わたって守るため、
一丸となって取り
組みましょう！

© 宮城県・旭プロダクション

※「農地集積バンク」とは、事業主体である農地中間管理機構とその業務委託先及び事業推進する行政機関・団体等の総称として表現しております。

宮 城 県
宮 城 県 農 地 中 間 管 理 機 構
(公益社団法人みやぎ農業振興公社)

農地中間管理事業の仕組み



事業のポイント

①借受基準 (機構が借り受けする場合)



- 市街化区域以外 (※) の農用地等を借り受けます。ただし、農用地等としての利用が困難な場合や、農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、機構は当該農用地等を借り受けることはできません。

②貸付先決定ルールの基本原則 (機構が貸し付ける場合)



- 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は農地の集団化・集約化につながることを。
- 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- 新規参入した者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- 借受希望者の意向を踏まえつつ、地域農業の健全な発展に資するよう公平かつ適正に調整すること。

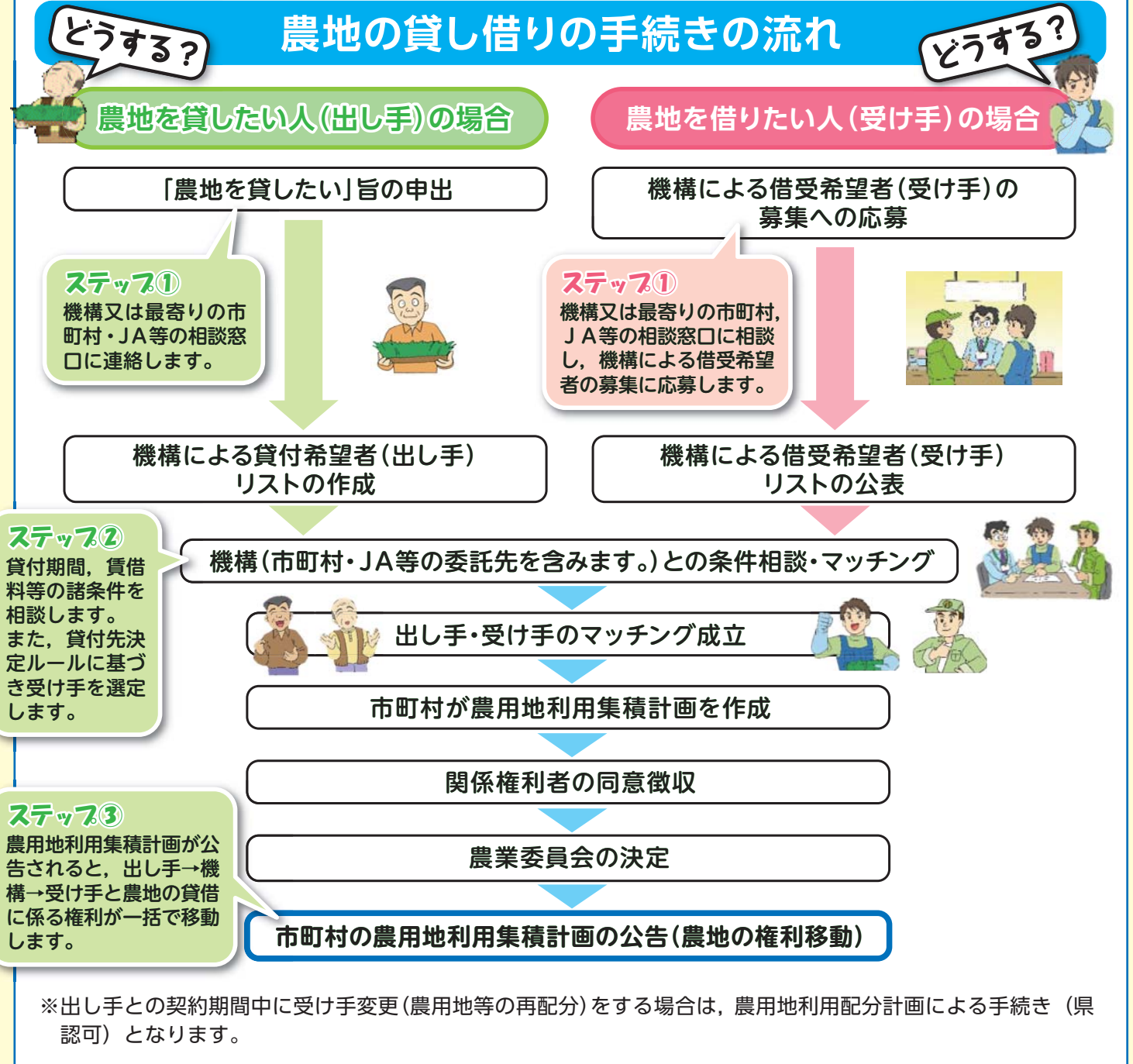
③契約の解除 (機構から貸し付ける相手が見つからない場合)



- 機構が農用地等を借り受けてから2年を経過しても、なお受け手に農用地等を貸し付ける見込みがないときは、県知事の承認を受けて契約を解除することがあります。

(※)市街化区域以外：市街化区域以外の農用地と一体的に農業利用されている市街化区域内農用地は借受けの対象とすることができます (令和2年4月1日～)。

農地の貸し借りの手続きの流れ



事業活用のメリット

①出し手のメリット

- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 機構から直接賃借料を受け取ることができます。
- 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。
- 農地に関連した税制面での優遇措置が適用されます (固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の納税猶予)。

②受け手 (担い手) のメリット

- まとまりのある農地を借りることができ、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
- 経営規模拡大により安定的で効率的な農業経営が可能になり、後継者確保にもつながります。
- 農地の出し手が複数いても、機構との契約だけで済みます。
- 賃借料の支払いは、口座振替で便利です。
- 要件を満たせば「担い手集積支援事業」 (機構単独事業) が活用できます (助成金の交付)。